

枚方フェスティバル協議会主催事業等実施補助金交付要項

(趣旨)

第1条 この要項は、枚方フェスティバル協議会主催事業等実施補助金(以下「補助金」という。)について、枚方市補助金等交付規則(昭和40年枚方市規則第30号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 補助金は、被補助者の枚方フェスティバル協議会(以下、「被補助者」という。)が「枚方まつり」をはじめ、年間を通じ、世代を超えた地域住民の交流と文化の継承、郷土愛を育む機会として、市内で様々なイベントを実施することによって、本市の歴史、伝統、文化等の魅力を市内外へ発信することを目的として交付する。

(補助対象行為)

第3条 補助金の交付の対象となる行為(以下「補助対象行為」という。)は、被補助者が行う次の各号に掲げる行為のうち、市長が適当と認めるものとする。

- (1) 主催事業「枚方まつり」の実施
- (2) 被補助者が実施する事業の広報活動

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費は、前条を遂行するために必要な経費のうち、市長が適当と認めるものとする。

(補助金の算定)

第5条 補助金は、補助対象経費の合計額から補助対象行為の実施にかかる収入を除いて算定し、予算の範囲内で交付する。

附 則

- 1 この要項は、平成29年4月1日から適用する。